

令和5年度 『予防技術資格者章』交付式を行いました。



大崎消防本部では、令和5年10月2日（月）に予防業務に従事する消防署や分署、出張所合わせて62名全ての職員に対し、『予防技術資格者章』を交付しました。



【交付式の様子】

櫻井俊文消防長から各所属の代表者10名に交付しました。

『予防技術資格者』とは？



「予防技術資格者」とは、消防庁長官が定める検定試験に合格し、当消防本部の要綱に基づき、消防長から認定を受けた専門的な知識を持ち合わせた消防職員です。

防火査察、**消防用設備等**、**危険物**の三つに区分されています。



【予防技術資格者章】



【左胸上部に貼り付けています】

安全・安心な街づくりを目指して火災予防を推進します！

大崎地域広域行政事務組合消防本部 予防課